

監 査 委 員 事 項

沖縄県監査委員公表第5号

定期監査の結果及び財政的援助団体等監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により知事から通知があったので、次のとおり公表する。

平成18年6月6日

沖縄県監査委員	太	田	守	胤
沖縄県監査委員	鈴	木	啓	子
沖縄県監査委員	兼	城	賢	次
沖縄県監査委員	糸	洲	朝	則

第1 定期監査の結果に基づき講じた措置

（平成16年度監査結果報告分）

1 県税収納率の向上に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 県税の収納状況は次のとおりで、収納率は前年度に比べ0.6ポイント上回っているが、引き続き徴収対策を強化し、県税収入の確保に努力する必要がある。

	調 定 額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率
平成16年度	91,790,255,599円	86,890,367,431円	456,241,319円	4,446,544,167円	94.7%
平成15年度	90,946,686,196円	85,565,074,873円	678,691,439円	4,707,737,995円	94.1%
対前年度比	100.9%	101.5%	67.2%	94.5%	

- (2) 講じた改善措置の概要 個人県民税については、市町村との徴収対策会議を開催するなど連携を密にし、市町村との共同催告、共同滞納整理などの対策をなお一層強化する。

さらに平成17年度税制改正において、地方税法第48条の規定に基づく、市町村からの引継要件が緩和されたことから、本島中部の1市から引継を受けて直接徴収を実施した。

自動車税については、平成17年度以降も、自動車税滞納整理強化月間を早期に実施して滞納処分の早期着手を行い、滞納処分の強化を図る。

平成17年度は、従来、滞納整理強化月間開始まで、各県税事務所が個別に行っていた現年度分の催告を、全所統一的に行うことで徴収強化を図った。

（総務部税務課、各県税事務所、両支庁県税課）

2 県税の滞納処分を強化する必要があるもの

- (1) 指摘の内容 個人県民税及び自動車税の不納欠損処分は、地方税法第18条（5年時効）に基づくものが大半を占めている。これらの滞納整理状況をみると、納税交渉や債務者の生活、財産状態等の把握が不十分なケースが多数見受けられた。

滞納処分に当たっては、滞納者の実態に応じた適正、適切な措置を強化する必要がある。

- (2) 講じた改善措置の概要 個人県民税については、徴収対策会議、事例研究会、研修職員の受入等を通して市町村との連携をより一層強化し、滞納処分に当たっては、市町村が適切な措置を講じることができるよう援助する。

自動車税については、滞納整理を実施していくうえで、納税交渉や滞納者の生活、財産状態等の把握を十分にを行い、滞納処分に当たっては、滞納者の実態に応じ、適正、適切な措置を強化した。

（総務部税務課、各県税事務所、両支庁県税課）

3 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
土地貸付料	54,657,416円	5.2%	8.6%

- (2) 講じた改善措置の概要 収入未済額の圧縮を図るため、滞納者に対して督促状の発送や戸別訪問によ

る催告、また、連帯保証人への電話による催告等を実施しており、平成17年度は、貸付地上の建物の現場パトロールに併せ滞納者の臨戸督促を行った他、平成18年2月上旬に滞納整理を集中的に行い、徴収強化を図った。

特に、新規滞納者については、累積しないよう重点的に早期の徴収督促に努めた。

(総務部管財課)

4 支出負担行為の整理が遅れていたもの

- (1) 指摘の内容 宮古観光企画支援調査事業補助金の執行に当たって、補助金の交付決定をするときに支出負担行為の整理をすべきであったが著しく遅れていた。
- (2) 講じた改善措置の概要 支出負担行為の整理については、平成17年度からは関係規則等の周知を図り、適正な事務処理を行っている。

(宮古支庁総務・観光振興課)

5 契約方法について改善を要するもの

- (1) 指摘の内容 エレベーター保守点検業務委託契約について、随意契約を締結しているが、競争入札に付すよう改善する必要がある。
- (2) 講じた改善措置の概要 平成18年度からは、競争入札に付することにより適正な執行に努める。

(文化環境部県立芸術大学)

6 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
児童扶養手当過誤払い返還金	158,351,318円	97.6%	5.9%

- (2) 講じた改善措置の概要 債務者に対しては、督促状の送付や戸別訪問による督促のほか、一括納付が困難な場合は分割納付により収入未済額の減少に努めている。

特に、債権発生の未然防止のため、年4回の支払日前に婚姻や転出などの資格喪失の事由が発生していないか町村に確認し、実態把握に努めている。そのほか、社会保険事務所に公的年金受給の有無及び受給権が発生していないか確認を行っている。

また、平成18年度には債権管理マニュアルを作成し、未収金徴収対策の強化を図っていく。

(福祉保健部青少年・児童家庭課)

7 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
母子寡婦福祉資金貸付金元利収入	281,956,372円	67.9%	2.8%

- (2) 講じた改善措置の概要 「沖縄県母子寡婦福祉資金償還推進マニュアル」に基づき滞納者の実態に即して債権を分類し、個別的な償還活動を行うことにより、収入未済額の徴収強化に努めている。

また、「母子及び寡婦福祉資金の貸付審査基準」に基づき、貸付申請時における償還能力の精査等を行い、より適切な貸付の推進と収入未済の発生防止に努めた。

(福祉保健部青少年・児童家庭課)

8 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
児童福祉施設負担金	186,938,121円	59.8%	14.2%

- (2) 講じた改善措置の概要 負担金の納付については、口座振替を勧め、納付率の向上に努めた。また、文書による督促や長期滞納者に対する訪問を実施し、収入未済の徴収強化に努めた。

(福祉保健部障害保健福祉課)

9 不納欠損処分が必要なもの

- (1) 指摘の内容 児童扶養手当過誤払い返還金の債権が時効により消滅しているにもかかわらず、収入未済として管理しているものがあつた。
- (2) 講じた改善措置の概要 時効の完成している債権については、平成18年3月に不納欠損処理を行った。
(福祉保健部青少年・児童家庭課)

10 不納欠損処分が必要なもの

- (1) 指摘の内容 老人福祉施設入所負担金、知的障害者援護施設入所負担金の債権が時効により消滅しているにもかかわらず、収入未済として管理しているものがあつた。
- (2) 講じた改善措置の概要 時効の完成している債権については、老人福祉施設入所負担金は平成18年1月に不納欠損処理を行った。また、知的障害者援護施設入所負担金は平成18年3月に不納欠損処理を行った。
(福祉保健部中部福祉保健所)

11 不納欠損処分が必要なもの

- (1) 指摘の内容 児童福祉施設負担金の債権が時効により消滅しているにもかかわらず、収入未済として管理しているものがあつた。
- (2) 講じた改善措置の概要 時効により消滅している債権については、平成18年度3月に不納欠損処理を行った。
(福祉保健部中部福祉保健所、中央児童相談所)

12 医業未収金の発生防止及び回収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 平成16年度末における医業未収金(個人負担分)は、1,604,524,840円で、前年度末より1.65%の減となっている。しかしながら依然として未収金が多額なため、未収金の発生防止及び回収になお一層の努力を要する。
- (2) 講じた改善措置の概要 平成16年度の未収金整理に成果を上げた未収金台帳システムを平成17年度にさらに活用し、未収金の発生防止に努めた結果、平成18年3月末現在の現年度分未収金は、前年同月と比較して3千3百万円減少した。
(福祉保健部県立病院経営課、各県立病院)

13 契約方法について改善を要するもの

- (1) 指摘の内容 庁舎及び駐車場の警備業務委託契約について、随意契約となっているが、当該業務の内容から競争入札に付すよう改善する必要がある。
- (2) 講じた改善措置の概要 平成18年度からは、競争入札に付すことにより適正な執行に努める。
(福祉保健部中部病院)

14 診療報酬請求事務について努力を要するもの(各病院共通事項)

- (1) 指摘の内容 診療報酬請求レセプトの過誤による返戻状況は、前年度に比べ良くなっているものの、引き続き診療報酬請求事務の改善に努力する必要がある。
- (2) 講じた改善措置の概要 レセプト返戻率は、平成17年度においては月平均0.62%となり、平成16年度実績の0.77%より0.15ポイント改善されている。今後も下記の対策を引き続き実施することにより、診療報酬請求事務の改善に努める。
- ① 外来受診時の保険証確認、入院中患者の月初めの保険証確認により資格喪失等基本的事項の確認誤りを防止する。
 - ② 保険入力データの誤り等について職員の重複チェックを行う。
 - ③ レセプト関係部署職員参加による学習会の強化。
 - ④ 県立病院経営課の適正収益確保チームによる改善指導。

(福祉保健部県立病院経営課)

15 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあつた。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
農業改良資金貸付金償還金	492,965,000円	74.2%	14.7%

- (2) 講じた改善措置の概要 延滞者や連帯保証人に対して督促状の送付や個別面談の実施等償還指導を行

い、また、延滞者の経営改善に向けて、農協や農業改良普及センター等の関係機関と連携しての技術・経営指導を重点的に行った結果、平成18年3月末時点で58,126,803円（現年発生遅延分24,662,000円、過年度延滞分33,464,803円）を回収した。

（農林水産部農政経済課）

16 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
林業改善資金貸付金償還金・違約金	48,264,528円	85.3%	6.0%

- (2) 講じた改善措置の概要 償還金延滞の防止と未済額の速やかな回収を図るため、平成17年9月に林業・木材産業改善資金債権管理指針を策定した。

新たな滞納を発生させないため、平成17年12月に事務取扱要領を改正し、貸付において担保を提供しない場合は、公正証書の作成を義務付け、また、貸付審査を一層厳密にするために運営協議会を設置した。

制度の改善と含めて、森林組合、県出先事務所と連携し、戸別訪問の実施、償還方法の話し合い、経営改善の指導等にも努めている。

これらの取り組みの結果、平成18年3月末時点で、1,001,000円の未済額を回収した。

（農林水産部森林緑地課）

17 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済が多額で、前年度より増加しているものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
沿岸漁業改善資金貸付金償還金・違約金	89,870,668円	47.4%	11.3%

- (2) 講じた改善措置の概要 延滞の発生防止及び延滞金の早期回収を図るため、平成17年5月に「債権管理要領」を策定し、収入未済額の回収に取り組んでいる。

具体的には、漁業協同組合及び水産業改良普及センターと連携し滞納者の状況把握に努め、借受者及び連帯保証人に対して電話、督促状の送付及び面談の実施による支払督促を行い、平成18年3月末時点で、16,702,828円を回収した。

（農林水産部水産課）

18 調定事務が適正でなかったもの

- (1) 指摘の内容 国庫補助金等の収入において、交付決定等があったときに収入調定すべきであったが著しく遅れていた。

- (2) 講じた改善措置の概要 平成17年度の国庫補助金の調定事務については、補助金交付決定通知書の送付を受けて、速やかに調定した。

（観光商工部観光振興課）

19 支出負担行為の整理が遅れていたもの

- (1) 指摘の内容 工場等周辺整備事業の執行に当たって、補助金の交付決定をするときに支出負担行為の整理をすべきであったが著しく遅れていた。

- (2) 講じた改善措置の概要 支出負担行為の処理について、平成17年度からは関係規則等の周知を図り、適正な事務処理を行っている。

（観光商工部企業立地推進課）

20 徴収に努力を要するもの

- (1) 指摘の内容 収入未済が前年度より減少しているが、多額にのぼるものが次のとおりあった。引き続き徴収に努力する必要がある。

事 項	収入未済額	調定額に対する割合	対前年度増加率
県営住宅使用料	869,893,115円	16.3%	△1.4%

- (2) 講じた改善措置の概要 長期滞納未然防止のため、短期滞納者に対する督促強化を図るとともに、家

賃早期納入を求めるポスター、滞納防止を呼びかけるチラシ等の配布を行った。

また、明け渡し訴訟の提起についても継続実施し、平成17度は101件の提訴を行った。

(土木建築部住宅課)

21 委託料の執行について改善を要するもの

(1) 指摘の内容 沖縄県が設置する空港の管理委託料の執行に当たって、年度当初に交付決定し、業務完了後、速やかに確定行為をすべきものが著しく遅れていた。

(2) 講じた改善措置の概要 委託料の交付決定及び確定については、関係規則等を順守し適正な事務処理を実施する。

なお、市町村に対して、平成17年9月15日付けで額の確定を行った。

(土木建築部空港課)

22 光熱水費が不経済支出となっていたもの

(1) 指摘の内容 電気料金の支払いは、資金前渡の方法により行っているが、支払期日において、資金前渡職員の預金口座への振込額が不足したため、4、5月分計5,702円の遅取加算が生じ、不経済な支出となっていた。

(2) 講じた改善措置の概要 資金前渡職員口座への入金日の周知徹底を図り、期限内納付を実施している。

(土木建築部中城湾港マリンタウン建設事務所)

(平成13年度監査結果報告分)

1 児童福祉施設負担金の収入未済額の管理が適正でないもの

(1) 指摘の内容 コザ児童相談所で、児童福祉施設負担金の債権が時効により消滅しているにもかかわらず、収入未済額として管理しているものがあつた。

(2) 講じた改善措置の概要 時効により消滅している債権については、平成18年3月に不納欠損処理を行った。

(コザ児童相談所)

第2 財政的援助団体等監督に基づき講じた措置

(平成16年度監査結果報告)

1 経理事務が不適正なもの

(1) 指摘の内容 社団法人沖縄産業開発青年協会では、会計処理規程が整備されず、経理処理が適正に行われていないので、早急に会計処理規程を整備し、適正な会計処理に努める必要がある。

なお、主管部局においては、規程の整備について指導されたい。

(観光商工部所管)

(2) 講じた改善措置の概要 公益法人会計指導者のもと、会計規程の整備をすすめているところであり、今後は、規程に基づき適正に執行する。

(社団法人沖縄産業開発青年協会)

2 契約事務等に留意を要するもの

(1) 指摘の内容 琉球エアークommputer株式会社では、沖縄県空港保安施設設置事業等補助金でX線透視手荷物検査装置を9,450,000円で購入しているが、売買契約書が締結されていない。

補助事業の実施に当たっては、適正な事務処理が望まれる。

(土木建築部所管)

(2) 講じた改善措置の概要 今後は、補助事業の実施に当たって、売買契約書を作成し、適正に執行する。

(琉球エアークommputer株式会社)